

日本籍船舶における IGF コードの取扱いに関する事項

改正規則等

鋼船規則 GF 編

鋼船規則検査要領 GF 編

改正事項

日本籍船舶における IGF コードの取扱いに関する事項

改正理由

2015 年 6 月に開催された IMO 第 95 回海上安全委員会（MSC95）において、低引火点燃料船の安全要件を定める IGF コードが決議 MSC.391(95)として採択された。また、同コードに関する統一解釈が 2016 年 11 月に開催された IMO 第 97 回海上安全委員会（MSC97）において承認され、MSC.1/Circ.1558 として回章されている。本会は、既に同コード及び関連する統一解釈を本会規則に取入れている。

当該 IGF コードの採択に伴い、国土交通省においても、船舶機関規則、危険物船舶運送及び貯蔵規則等をはじめとする関係法令が改正されている。この程、同コードにおける主管庁が判断する要件等の取扱いを明確にするべく船舶検査心得が改正されたことから、同検査心得に基づき関連規定を改めた。

改正内容

主な改正内容は次のとおり。

- (1) リスク分析手法について本会のガイドライン等を参照する旨規定した。
- (2) 高圧燃料管装置に用いられる弁等に適用する規格を規定した。
- (3) 天然ガスを燃料として使用する船舶の燃料取扱いマニュアルに含める事項を規定した。
- (4) 作業時に使用する適切な人身保護装具の仕様を規定した。
- (5) 毒性の蒸気を発生させるおそれのある防熱装置の具体例を規定した。

改正条項

鋼船規則 GF 編 3.2.16, 17.5.7

鋼船規則検査要領 GF 編 GF1.1.1, GF3, GF4.2, GF6.6.1, GF6.7.2, GF7.3.2, GF7.3.3, GF7.3.4, GF7.3.6, GF13.3.9, GF13.3.10, GF13.5.3, GF14.3.4, GF15.8.5, GF17.3, GF17.5.3, GF17.5.4, GF17.5.7